

普及現地情報



発信年月日：令和3年(2021年)9月10日
所属名：大津・南部農産普及課
番号：A21007
部門分類：(340) 病虫害・雑草・鳥獣害
発信者名：和田旭紘

外来植物『オオバナミズキンバイ』の駆除研修会が開催されました！

この度草津市にて、特定外来生物である「オオバナミズキンバイ」が県内で初めて水田で確認されたため、農業者や関係機関を対象に8月20日(金)に現地で駆除作業を兼ねた研修会を開催しました。

『オオバナミズキンバイ(以下、本種)』は南アメリカ原産の多年草で、これまでも琵琶湖や水路、溜め池での繁殖が問題となっていました。今回、草津市で県内初の“ほ場内発生”が確認されました。

本研修会は当課、農業経営課、自然環境保全課、草津市農林水産課、環境政策課の共同開催とし、研修会の講義では、自然環境保全課より説明いただきました。①本種は生命力が非常に強く、茎の破片などから再生してしまうこと、②特定外来生物に指定されており扱いに注意が必要であることなどをポイントに説明され、刈り払い機を使用せず、手取りで対処すること、コンバインでの水稻収穫で拡散される前に駆除してしまうことなどが注意喚起されました。

駆除作業は30aのほ場一枚に対して総勢25名が参加し、40分の作業で60kg分の駆除を終えることができました(1人あたりに換算すると、2日以上かかることとなります)。作業中は自然環境保全課や専門の事業者の指導のもと作業にあたり、また廃棄処分については草津市役所農林水産課、草津市立クリーンセンターの協力のもと実施しました。

特定外来生物である本種の駆除について、現行の国のルールでは農業者だけで勝手に駆除・処分することは認められていませんが、現実的には今後多数発生した場合は農業者が主体となって駆除・処分することが必要になってくると考えられます。そのため、今後は農業者から駆除作業日等の報告を農産普及課が受け、農業者による駆除作業が行政の了解のもとで実施され、スムーズに廃棄まで進むような、作業のフローを構築する必要があると考えています。また、実際に処分を担当する各市役所との連携構築や、農業者だけでは難しい作業人員の確保についても考慮する点がまだ多くあります。



8月20日に実施された駆除作業の様子。本種は基本的には畔に沿って発生しているが、1～2mほどほ場内に侵入している箇所もあった。



ほ場内で発生したオオバナミズキンバイ



オオバナミズキンバイ(左)と、混同されやすいヒレタゴボウ(右)